

物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（組合）

調布市告示第470号

平成17年調布市告示第154号の全部を改正する。

平成20年10月31日

調布市長 長 友 貴 樹

第1 趣旨

この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、調布市が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下これらを「組合」という。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法を定めるものとする。

第2 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業種目 調布市が発注する物品の買入れその他の契約の種類として、別表第1に定めるものをいう。

- (2) 競争入札参加資格 調布市が発注する物品の買入れその他の契約についての競争入札に参加するための資格をいう。この競争入札参加資格は、申請者の履行能力に基づき、別表第1に掲げる営業種目ごとに等級を定め、併せて同一等級内において順位を定める（営業種目ライフラインに申請する者については等級を定めず、順位のみ定める。）。この場合において、競争入札参加資格を得た者は、調布市における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- (3) 登録申請 競争入札参加資格を取得し、競争入札参加資格者名簿に登録されることを目的として申請を行うことをいう。
- (4) 共同運営電子調達サービス 東京都内の区市町村等で構成される東京電子自治体共同運営協議会会員が、共同で利用する東京電子自治体共同運営電子調達サービスをいう。
- (5) 格付 共同運営電子調達サービスが算出する競争入札参加資格の等級及び順位若しくは順位のみ又はそれらを算出するための審査をいう。
- (6) 決算日 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいう。
ア 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に定める事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日
イ 個人 12月末日
- (7) 決算月 前号に掲げる決算日の属する月をいう。
- (8) 決算年度 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものをいう。
ア 法人 事業年度
イ 個人 第6号イに掲げる決算日以前の1年間
- (9) 審査基準日 登録申請を行うに当たり、基準として定める日付をいい、申請時直前の決算手続が終了している決算日とする。登録申請は、申請日における内容によるものと定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行わなければならない。
- (10) 審査対象事業年度 審査基準日を含む決算年度をいう。
- (11) 資格有効期限 登録申請を行った月の直前の決算月の翌月から1年8月の末日までとする。なお、資格有効期限後、さらに継続して競争入札

参加資格の登録を希望する者は、前回登録申請直後の決算月の翌月（登録申請を行った月が決算月の場合にあっては、登録申請を行った翌月）から資格有効期限までに登録申請を行い承認されなければならない。

(12) 適用年月日 物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録された日とする。

(13) 行政書士 行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条第1項の規定による行政書士名簿の登録を受けた者をいう。

(14) 代理申請 行政書士が、申請者に代わって、登録申請等を行うことをいう。

第3 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする組合は、次の各号に掲げるところにより申請を行わなければならない。

(1) 申請の条件等 競争入札参加資格については、次に掲げる条件を備えていなければならない。ただし、競争入札に参加しようとする営業種目について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

ア 納税に関する条件 法人については審査対象事業年度の法人税，法人事業税（地方法人特別税を含む。以下同じ。），消費税及び地方消費税を，個人については審査対象事業年度の所得税，消費税及び地方消費税を完納していなければならない。

イ 営業種目ごとの条件 営業を行う要件として，登録，免許又は許可等を必要とする営業種目に登録申請しようとする者は，登録申請時に当該登録，免許又は許可等を受けていなければならない。

ウ 申請営業種目の制限 別表第1に掲げる営業種目の中から，登録申請できるのは，10種目までとする。

(2) 申請 申請は，アに掲げる組合売上高審査方式又はイに掲げる審査対象事業者方式のいずれかの審査方式を選択して行う。ただし，企業組合及び協業組合は，審査対象事業者方式を申請することはできない。

ア 組合売上高審査方式 組合が有する年間総売上高，自己資本額，従業員数，流動比率，営業年数から客観点数を算出し，組合が有する営

業種目ごとの年間売上高から主観点数を算出する方式

イ 審査対象事業者方式 所属する組合員から審査対象事業者（ウに掲げる条件に該当する者）を5者を限度として選任し、客観点数及び主観点数について、第6に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式

ウ 審査対象事業者の条件

(ア) 申請する営業種目について、共同運営電子調達サービスに登録申請を行い、承認された者であること。

(イ) 申請する組合に理事として所属していること。

(ウ) これらの審査方式については、営業種目により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。

第4 申請方法

(1) 申請方法 登録申請をしようとする者は、インターネットを利用して下記の共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信しなければならない。

ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者すべてが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い、承認された後でなければ、申請を行うことができない。

ホームページアドレス

h t t p s : / / w w w . e - t o k y o . l g . j p / c h o u
t a t u p p i j / c m n / t m g / c m n / j s p / i n d e x
Q . j s p

(2) 電子証明書の購入及び登録 登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局で発行するICカード電子証明書を購入し、共同運営電子調達サービスへ登録しなければならない。

(3) 申請に使用できる漢字 申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて申請を行うこと。

(4) 必要書類の郵送 申請に当たり、次に掲げる必要書類（いずれも正本とする。）を提出すること。この場合において、必要書類は、必要事項を入力した申請書フォームを送信した後直ちに申請時に指定される宛先に郵送しなければならない。

なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3月以内であるもの）

イ 財務諸表（審査対象事業年度の決算によるもの）

ウ 身分証明書（発行日が申請日から3月以内であるもの）

エ 登記事項証明書（発行日が申請日から3月以内であるもの）

オ 法人事業税の納税証明書

カ 納税証明書その1

(5) 受付番号 登録申請を行い、承認された者に対して、10桁の数字により構成される受付番号を付する。

(6) 受付票の印刷 競争入札参加資格の登録申請を行い、承認された者は、第1号に掲げる共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を自ら印刷し、適用年月日以後使用することができる。ただし、受付票に実印、使用印又は代理人印が押印されていないもの及び裏面に印鑑証明書が貼付されていないものは無効とする。

第5 競争入札の参加者の資格

調布市は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者を競争入札に参加させることができない（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。次項から第4項までにおいて同じ。）。

2 調布市は、競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、

又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) 前各号のいずれかに該当することにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- (3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

4 物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格の登録申請を行うことができる条件を欠くこととなった者は、競争入

札に参加することができない。

第6 競争入札参加資格の審査基準

(1) 競争入札参加資格の等級格付，順位等の決定

競争入札参加資格は，個々の申請者が申請した各営業種目ごとに審査を行い，各営業種目別に等級及び順位を定める。ただし，営業種目201ライフラインに申請する者については，順位のみ定める。

(2) 等級区分と審査方法

ア 等級区分

各営業種目における等級区分と順位は，別表第2に掲げるところによる。

イ 等級と順位を決定する営業種目の審査方法

競争入札参加資格の審査は，各営業種目別に第3号に掲げる客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。

第3号アに掲げる方法により算出した客観等級及び第3号イに掲げる方法により算出した主観等級により，当該営業種目の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した営業種目の等級はその一致した等級とし，相違した場合はいずれか低い方を当該営業種目の等級とする。

同一等級内の順位については，第3号アで算出した客観点数の高いものを上位とし順位付けを行う。

なお，順位付けについては，共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者すべてを対象として行う。

ウ 順位のみを決定する業種の審査方法

イと同じ方法により等級の決定及び順位付けを行った申請者を等級，順位順に並べた後，等級と順位が最上位の者を1位として，等級を定めず降順に順位付けのみを行う。

エ 同一客観点数の申請者の順位決定

同一等級内において客観点数が同じ点数となった申請者については，次に掲げる優先順位により順位付けを行う。

(7) 当該営業種目の年間総売上高の高位順

- (イ) 自己資本額の高位順
- (ウ) 従業員数の高位順
- (エ) 流動資産を流動負債で除した数値の高位順
- (オ) 営業年数の高位順
- (カ) これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の受付番号の低位順とする。

オ 等級順位等を得られない場合

主観的審査事項における当該営業種目の売上高がない者は無格付とする。

(3) 客観的審査事項及び主観的審査事項

ア 客観的審査事項

営業種目別に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより算出した数値を別表第3の計算式に当てはめ、総合数値を算出し、その点数を客観点数として、別表第4に当てはめ、客観等級を決定する。

(ア) 組合売上高審査方式

a 年間総売上高

審査対象事業年度の決算における総売上高。ただし、次の表に定める条件に該当する場合は、各条件別に記載した加算率により加算した後の額とする。

なお、複数の条件に該当した場合の総売上高への加算は、加算率を合計して行う。

総売上高加算条件		加算率
条件1	ISO（国際標準化機構）9000シリーズの9001の認証を取得している者で、認証取得後更新をしていない者（条件2に該当しない者）	3%
条件2	ISO（国際標準化機構）9000シリーズの9001の認証を取得した後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5%

条件 3	I S O（国際標準化機構）1 4 0 0 0 シリーズの 1 4 0 0 1，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 2 1，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証），特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の認証を取得している者で，認証取得後更新をしていない者（条件 5 に該当しない者）	3 %
条件 4	I S O（国際標準化機構）1 4 0 0 0 シリーズの 1 4 0 0 1，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 2 1，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証），特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の認証を取得した後，3 年以上登録を継続し，1 回以上の更新を行い，現在も登録をしている者	5 %

備考 1 I S O（国際標準化機構）1 4 0 0 0 シリーズの 1 4 0 0 1，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 2 1，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証），特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の重複取得による加算率の合計は行なわない。

条件 1 から条件 4 までの I S O の認証取得については，公益財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を，調布市と契約する営業所等において取得している場合とする。

備考 2 エコアクション 2 1，エコステージ，K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については，次の表に掲げるとおりとする。

コアクション 2 1	一般財団法人持続性推進機構の認証を取得していること。
エコステージ	一般社団法人エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ 2 以上の認証を取得していること。
K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード	特定非営利活動法人 K E S 環境機構又は特定非営利活動法人 K E S 環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ 2 以上の認証を取得していること。

b 自己資本額

審査対象事業年度の決算における自己資本額

c 従業員数

申請日時点で事業に常時雇用している従業員の数

d 流動比率

審査対象事業年度の決算における流動比率（流動資産の額を流

動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたもの)

e 営業年数

申請日までの営業年数

(イ) 審査対象事業者方式

a 年間総売上高

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの総売上高（ISO認証取得者のうち、(ア) a の表に定める総売上高加算条件に該当するものは、加算率により加算した後の額）を合算して得た額

b 自己資本額

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの自己資本額を合算して得た金額

c 従業員数

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの従業員の数を合算して得た金額

d 流動比率

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの流動資産の額を合算して得た金額を審査対象事業者が既に申請したそれぞれの流動負債の額を合算して得た金額で除して得た数値を百分比で表わしたもの

e 営業年数

審査対象事業者が既に申請した申請日までの営業年数を合算した値を当該事業者数で除して得た値

イ 主観的審査事項

(ア) 組合売上高審査方式

審査対象事業年度の決算における別表第1の営業種目ごとの年間売上高を主観点数とし、別表第4に当てはめ、主観等級を決定する。

(イ) 審査対象事業者方式

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの営業種目ごとの年間売上高を合算して得た額を別表第4に当てはめ、主観等級を決定する。

(4) 変更申請に伴う客観点数の再審査

組合売上高審査方式により申請した組合について、組合の I S O 9 0 0 0 シリーズの 9 0 0 1 又は 1 4 0 0 0 シリーズの 1 4 0 0 1, エコアクション 2 1, エコステージ, K E S ・ 環境マネジメントシステム・スタンダード (以下「 I S O 関連」という。) に関する変更申請があった場合は, (3) (ア) a 年間総売上高の加算率による客観点数の再審査を行う。

第 7 申請内容を証明する書類

登録申請を行った組合は, 申請後に調布市から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは, これを提示し, 又は提出しなければならない。

申請内容を証明する書類とは, 官公需適格組合証明書, 官公需共同受注規約, 組合員名簿, 役員名簿のほか, これ以外の書類の提示又は提出を求めることがある。

第 8 競争入札参加資格の審査結果の確認, 変更等

(1) 審査結果の確認

競争入札参加資格の審査結果は, 審査が終了次第, 登録申請者が共同運営電子調達サービスにて確認を行う。

(2) 資格の取消し

次に掲げる場合は, 直ちに競争入札参加資格の取消申請をすること。なお, 次に掲げる場合にかかわらず, 物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者の事情により, その資格の全部又は登録営業種目の一部を取り消すことができる。

ア 資格有効期限内に, 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなったとき。

イ この公示による競争入札参加資格を有する者が, 資格有効期限内に各営業種目に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。

(3) 変更申請

申請内容のうち, 次に掲げる事項に変更があったときは, 共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし, 所定の手続により速やかに当該

内容の変更を申請しなければならない。ただし、次に掲げる事項以外の変更（合併又は分割，事業譲渡により企業再編を行った場合を除く。）については，既に登録している資格を取り消し，新たに登録申請を行わなければならない。

- ア 商号又は名称
- イ 代表者
- ウ 本店所在地
- エ 登記上の本店所在地
- オ 使用印の登録有無
- カ 代理人
- キ 資本金
- ク 担当者
- ケ I S O 関連
- コ 実印，代理人印又は使用印
- サ 組合員（審査対象事業者を除く。）

(4) 登録営業種目の追加

次期の登録申請を行うまでの期間中については，登録営業種目の追加及び審査対象事業者の変更を行うことはできない。

(5) 虚偽申請をした者の取扱い

申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した者については，競争入札参加資格を与えない。

また，物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者となった後，虚偽の申請をしたことが判明した者については，調布市が定める期間，競争入札への参加はできない。

第9 代理申請

(1) 行政書士による行政書士登録

ア 行政書士の登録方法

代理申請をしようとする行政書士は，事前にセコムトラストシステムズ株式会社が発行する「行政書士用電子証明書」を購入のうえ，インターネットを利用して共同運営電子調達サービスのサイトにアクセ

スし，当該電子証明書その他の必要事項を共同運営電子調達サービスに登録しなければならない。

イ 登録に使用できる文字

行政書士の登録に使用できる文字は，J I S 第 1 水準及び第 2 水準とする。登録内容（人名，法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は，登録可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて登録を行うこと。

ウ シリアル番号

行政書士の登録を行った者については，8桁の数字により構成されるシリアル番号を付する。

エ 登録の取消し

行政書士の登録は，行政書士の事情により，いつでもその登録を取り消すことができる。ただし，行政書士法第 7 条第 1 項の規定に該当することとなった場合は，直ちに登録の取消しをしなければならない。

オ 変更登録

行政書士の登録内容のうち，次に掲げる内容に変更があったときは，共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし，所定の手続により速やかに該当内容の変更を登録しなければならない。

- (ア) 行政書士名
- (イ) 行政書士登録番号
- (ウ) 商号又は名称
- (エ) 事務所所在地
- (オ) 電子メールアドレス
- (カ) 電話番号

(2) 申請者による代理申請の設定及び解除

代理申請を依頼する申請者は，共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし，所定の手続により代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も，また同様とする。

なお，行政書士による行政書士登録の取消しがあったときは，当該行政書士に係る代理申請の設定は解除されるものとする。

(3) 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請について，登録申請の方法にあつては第4の規定の例に，取消申請及び変更申請に関する手続にあつては第8の規定の例による。ただし，行政書士が使用する電子証明書は，第1号アの規定によるものとする。

第10 その他

(1) 競争入札参加資格者名簿の公開

物品買入れ等競争入札参加資格者名簿については，共同運営電子調達サービスのサイトにおいて，適用年月日から公開する。

(2) 申請情報の公表

各申請者から申請された内容については，その全部又は一部を公表することがある。

(3) 他の地方公共団体等への情報提供

各申請者から申請された内容及び審査結果については，契約事務に必要な範囲で他の地方公共団体等に情報を提供することがある。

(4) その他の調布市における物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する取扱いについては，別に定める。

附 則

この告示は，平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第146号）

この告示は，平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年4月30日告示第162号）

この告示は，平成22年5月1日から適用する。

附 則（平成22年11月26日告示第469号）

この告示は，平成22年12月1日から適用する。

附 則（平成24年9月11日告示第367号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第9第1号アの改正規定（「日本商工会議所又は」を削る部分に限る。）は、平成25年1月24日から施行する。

附 則（平成27年3月23日告示第83号）

この告示は、平成27年3月23日から施行する。

別表第 1（第 2，第 3，第 6 関係）

営業種目区分

競争入札に参加することを希望する者の営業種目は，次のとおりとする。

1 物品の営業種目区分

営業種目番号	営業種目名	等級算定表 (別表第 4 の区分)
001	文房具事務用品・図書	表 1
002	事務機器・情報処理用機器	表 3
003	学校教材・運動用品・楽器	表 1
004	什器・家具	表 1
005	荒物雑貨	表 2
006	工業用ゴム製品	表 2
007	繊維・ゴム・皮革製品	表 2
008	室内装飾品等	表 2
009	家電・カメラ・厨房機器等	表 3
010	自動車・自転車	表 3
011	燃料・ガス・油脂	表 1
012	電車両・軌道用品	表 3
013	船舶・航空機	表 3
014	理化学機械器具	表 3
015	工作用機械器具	表 3
016	産業用機械器具類	表 3
017	通信用機械器具類	表 3
018	農業・建設用機械器具	表 3
019	医療用機械器具	表 3
020	医薬品・衛生材料・介護用品	表 2
021	コンクリート・セメント	表 3
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品	表 3
023	電線・絶縁材料	表 3
024	標識・看板等	表 2
025	工業薬品・防疫剤	表 3
026	警察・消防・防災用品	表 2
027	造園資材	表 2
028	百貨店・総合商社	表 2
090	その他の物品	表 2
099	不用品買受	表 2

2 委託・その他の営業種目区分

営業種目番号	営業種目名	等級算定表 (別表第4の区分)
101	印刷	表4
102	複写業務	表4
103	建物清掃	表7
104	電気・暖冷房等設備保守	表7
105	警備・受付等	表6
106	通信施設保守	表6
107	環境関係測定機器保守	表6
108	ボイラー清掃	表6
109	浄化槽・貯水槽清掃	表6
110	道路・公園管理	表6
111	害虫駆除	表6
112	廃棄物処理	表6
113	管渠 <small>きよ</small> 清掃	表6
114	運搬請負	表5
115	広告代理	表5
116	ビデオ・スライド製作	表5
117	航空写真・凶面製作	表7
118	医事業務	表5
119	病院給食・学校給食	表5
120	催事関係業務	表5
121	情報処理業務	表5
122	検査業務	表6
123	都市計画・交通関係調査業務	表6
124	土木・水系関係調査業務	表6
125	市場・補償鑑定関係調査業務	表6
126	環境アセスメント関係調査業務	表6
127	下水道管路内TVカメラ調査業務	表5
128	クリーニング	表5
129	汚泥脱水機ろ布	表5
130	浄水場・処理場機械運転管理	表5
131	賃貸業務	表7
190	その他の業務委託等	表5
201	ライフライン	—

別表第2(第6関係)

各営業種目における等級区分

営業種目番号, 営業種目名		等級区分
001	文房具事務用品・図書	
002	事務機器・情報処理用機器	
003	学校教材・運動用品・楽器	
004	什器・家具	
005	荒物雑貨	
006	工業用ゴム製品	
007	繊維・ゴム・皮革製品	
008	室内装飾品等	
009	家電・カメラ・厨房機器等	
010	自動車・自転車	
011	燃料・ガス・油脂	
012	電車両・軌道用品	
013	船舶・航空機	
014	理化学機械器具	
015	工作用機械器具	
016	産業用機械器具類	A B C の 3 等級 同一等級内において 順位を定める。
017	用機械器具類	
018	農業・建設用機械器具	
019	医療用機械器具	
020	医薬品・衛生材料・介護用品	
021	コンクリート・セメント	
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品	
023	電線・絶縁材料	
024	標識・看板等	
025	工業薬品・防疫剤	
026	警察・消防・防災用品	
027	造園資材	
028	百貨店・総合商社	
090	その他の物品	
099	不用品買受	
101	印刷	A B C の 3 等級 同一等級内において 順位を定める。
102	複写業務	
103	建物清掃	
104	電気・暖冷房等設備保守	
105	警備・受付等	
106	通信施設保守	
107	環境関係測定機器保守	
108	ボイラー清掃	
109	浄化槽・貯水槽清掃	
110	道路・公園管理	
111	害虫駆除	
112	廃棄物処理	
113	管渠清掃	
114	運搬請負	
115	広告代理	
116	ビデオ・スライド製作	
117	航空写真・図面製作	順位のみ定める。
118	医事業務	
119	病院給食・学校給食	
120	催事関係業務	
121	情報処理業務	
122	検査業務	
123	都市計画・交通関係調査業務	
124	土木・水系関係調査業務	
125	市場・補償鑑定関係調査業務	
126	環境アセスメント関係調査業務	
127	下水道管路内TVカメラ調査業務	
128	クリーニング	
129	汚泥脱水機ろ布	
130	浄水場・処理場機械運転管理	
131	賃貸業務	
190	その他の業務委託等	
201	ライフライン	順位のみ定める。

別表第3（第6関係）

客観的審査事項の付与数値及びそれに基づく等級の格付

1 年間総売上高

年間総売上高	付与数値	
	物品（a）	委託（b）
1,000億円以上	60	55
300億円以上1,000億円未満	57	52
100億円以上300億円未満	54	49
50億円以上100億円未満	51	46
30億円以上50億円未満	48	43
20億円以上30億円未満	45	40
10億円以上20億円未満	42	37
7億円以上10億円未満	39	34
5億円以上7億円未満	36	31
3億円以上5億円未満	33	28
2億円以上3億円未満	30	25
1億5,000万円以上2億円未満	27	22
1億円以上1億5,000万円未満	24	19
5,000万円以上1億円未満	21	16
1,000万円以上5,000万円未満	18	13
1,000万円未満	15	10

2 自己資本額

自己資本額	付与数値（c）
30億円以上	10
6億円以上30億円未満	9
2億円以上6億円未満	8
1億円以上2億円未満	7
5,000万円以上1億円未満	6
3,000万円以上5,000万円未満	5
1,500万円以上3,000万円未満	4
300万円以上1,500万円未満	3
1円以上300万円未満	2
1円未満	0

3 従業員数

従業員数	付与数値 (d)
1, 000人以上	5
500人以上1, 000人未満	4
100人以上500人未満	3
30人以上100人未満	2
30人未満	1

4 流動比率

流動比率	付与数値 (e)
200%以上	20
140%以上200%未満	18
130%以上140%未満	16
120%以上130%未満	14
110%以上120%未満	12
100%以上110%未満	10
90%以上100%未満	8
80%以上90%未満	6
60%以上80%未満	4
60%未満	2

備考1 流動資産 (分子) が「0」のときは、付与数値は0点とする。

備考2 流動負債 (分母) が「0」のときは、付与数値は20点とする。

備考3 流動資産 (分子) 及び流動負債 (分母) が共に「0」のときは、付与数値は0点とする。

5 営業年数

営業年数	付与数値 (f)
50年以上	10
40年以上50年未満	9
30年以上40年未満	8
25年以上30年未満	7
20年以上25年未満	6
15年以上20年未満	5
10年以上15年未満	4
5年以上10年未満	3
1年以上5年未満	2
1年未満	0

6 総合数値の計算式

(1) 「物品の買入れ」営業種目番号1～99

$$\text{総合数値} = (a) + (c) + (e) + (f)$$

(2) 「委託・その他」営業種目番号101～190

$$\text{総合数値} = (b) + (c) + (d) + (e) + (f)$$

別表第 4 (第 6 関係)

等級算定表

区分	客観点数	客観等級	主観点数 (営業種目別年間総売上額)	主観等級
表 1	70 点以上	A	1 億円以上	A
	40 点以上 70 点未満	B	3,000 万円以上 1 億円未満	B
	40 点未満	C	3,000 万円未満	C
表 2	70 点以上	A	2 億円以上	A
	40 点以上 70 点未満	B	3,000 万円以上 2 億円未満	B
	40 点未満	C	3,000 万円未満	C
表 3	70 点以上	A	3 億円以上	A
	40 点以上 70 点未満	B	3,000 万円以上 3 億円未満	B
	40 点未満	C	3,000 万円未満	C
表 4	70 点以上	A	2 億円以上	A
	40 点以上 70 点未満	B	3,000 万円以上 2 億円未満	B
	40 点未満	C	3,000 万円未満	C
表 5	70 点以上	A	3 億円以上	A
	40 点以上 70 点未満	B	5,000 万円以上 3 億円未満	B
	40 点未満	C	5,000 万円未満	C
表 6	70 点以上	A	3 億円以上	A
	40 点以上 70 点未満	B	1 億円以上 3 億円未満	B
	40 点未満	C	1 億円未満	C
表 7	70 点以上	A	5 億円以上	A
	40 点以上 70 点未満	B	1 億円以上 5 億円未満	B
	40 点未満	C	1 億円未満	C